配布:一般

2014年4月15日

原文:英語

## 人権理事会

第 25 会期

議事日程議題4

理事会の注意を必要とする人権状況

人権理事会により採択された決議

25/26.

ミャンマーにおける人権状況

人権理事会は、

国際連合憲章、世界人権宣言および人権に関する国際規約に基づき、そしてミャンマーにおける人権状況に関する従前の諸決議、つい最近のもの 2013 年 3 月 20 日の人権理事会決議 22/14 と 2013 年 12 月 27 日の総会決議 68/242、並びに 2013 年 6 月 14 日の議長声明 PRST/23/1 を再確認し、

ミャンマーにおける人権状況に関する特別報告者の活動と報告並びに 2013 年 2 月 11 日から 16 日、2013 年 8 月 11 日から 20 日および 2014 年 2 月 14 日から 19 日の同国への特別報告者の訪問を容易にしたことを含む、特別報告者とのミャンマー政府の協力を歓迎し、

2007 年 6 月 18 日の人権理事会諸決議、同理事会の制度構築に関する 5/1、同理事会の特別手続の職務権限保持者の行動規範に関する 5/2 を想起し、そして職務権限保持者は、これらの諸決議およびその添付文書に従って自らの義務を遂行することになっていることを強調し、

- 1. ミャンマーにおける積極的な進展および今日までに行われた改革取組の規模を認識しつつ、 政治的改革と経済的改革、民主化および国民和解並びに人権の促進と保護の方針を続けるミャンマ 一政府の公約を歓迎する。
- 2. 議会、市民社会および反対派の中の政治的関係者とのミャンマー政府の継続した関与もまた歓迎し、そして政府に対し、全ての候補者が公正に選挙に出馬することを許可しつつ、2015 年に行われることになっている総選挙および大統領選挙が、真に信頼に足る、包括的なそして透明であることを確保するため憲法改正と選挙改革を続けることを促す。
- 3. 政治的活動、集会、演説および報道のための増強された場を更に歓迎し、そしてミャンマー政府に対し、包括的なメディア改革を実行するというその改革を遂行しまた自由なまた独立したメディアを許可することを含む、表現、結社および平和的集会の自由に対する権利を保護しそして人権擁護者の安全および防護並びに彼らの活動を進める彼らの自由を確保することを奨励する。
- 4. 過去1年の間の良心の囚人の継続したまた重大な釈放を歓迎し、そしてミャンマー政府に対し、全ての政治活動家および最近拘束された人権擁護者を含む、全ての政治犯の無条件の釈放を目的とした受刑者再検討委員会の重要な残余任務を継続すること、国際的な人権基準に沿っていない既存の法令を廃止するため議会との活動を継続しそして元良心の囚人の完全な社会復帰を確保することを促す。
- 5. 恣意的な逮捕や勾留、強制移送、レイプおよび性的暴力の他の形態、拷問や残酷な、非人 道的なまた品位をおとしめる取扱、土地を含む財産の恣意的な剥奪、そして同国のある部分におけ る国際人道法の違反を含む、残っている人権違反や侵害について懸念を表明し、そしてミャンマー 政府に対し、そのような違反に終止符を打つためのその取組を始めることを促す。
- 6. 憲法を含む、法令の再検討と改正を目的とした現行の取組を歓迎し、そしてそのような改正の必要性と妥当性を強調し、国際基準と国内原則との適合性を確保することの重要性を想起し、これに関連して、人権の促進および保護するための国内機構の地位に関する原則(パリ原則)に従ってその機能をもたらすことを意図した国内人権委員会に関する法案を興味を持って確認し、また

ミャンマー政府に対し、基本的自由を制限している法律を更に廃止することによるものを含む、法 改革を継続しそして国際人権条約を含む、追加の国際文書を批准すること、またそれらを国内法制 に組み入れることを考慮することを求める。

- 7. ミャンマー政府に対し、良い統治および法の支配を強化するため、立法および制度改革を通したものを含む、更なる措置を講じることおよび独立した、公平なそして効果的な司法の必要性に対処することを奨励し、そして説明責任を確保しそして国際人権法および人道法違反のあらゆる報告に完全な、透明なそして独立した調査を遂行することによるものを含む、刑事責任の免除を終わらせるために必要な措置を講じるという政府への理事会の呼びかけをくり返す。
- 8. 和平プロセス努力とミャンマー政府と武装民族集団との間の停戦協定の署名の確保を歓迎し、そして全ての当事者が、人権および国際人道法の現行の違反と侵害から一般住民を守るため、また全ての地区に対して認められるべき安全な、時宜をえた、完全なそして妨害のない人道アクセスのため、これらの合意の完全な履行を促し、そしてまた全土の停戦に到達しそして特に女性の参加を得て、永続的平和を達成する目的をもった、全てを含む政治的対話を進めるという大統領および同政府並びに武装反対派集団の公約を歓迎する。
- 9. ミャンマー政府に対し、様々な種族的および宗教的少数者に影響している差別、人権侵害、暴力、ヘイトスピーチ、移送および経済的剥奪に対処するその取組を加速し、礼拝場所、共同墓地、社会資本および全ての人に属している商業的住居ビルの破壊を防止するためあらゆる必要な措置を講じることそして移動の自由と保健および教育を含むサービスへの平等なアクセスを確保することを促す。
- 10. ものすごい精神的外傷に苦しむことを全ての地域社会にもたらした暴力のくり返された事例を含む、ラカイン州におけるロヒンギャと他の少数者の状況および今年初めの Du Chee Yar Tan におけるものを含む、過去1年間における他の報告された虐待について、これらの出来事に対する独立した調査が行われることと同国におけるどこにおいてでもイスラム教徒少数者に対する攻撃およびラカイン州で活動している国際連合や他の人道要員に対する脅迫や脅威について、責任を有する者が責任を問われることを要請しつつ、深刻な懸念をくり返し表明し、ミャンマー政府に対し、暴力から全ての文民を守ること、差別無く人道援助に対する完全且つ即座のアクセス、ラカイン州

全体での人道機関による妨害のないアクセス、そして国内避難民および難民の出身共同体への安全かつ自発的な帰還を含む、人権と基本的自由に対する完全な尊重を確保すること、移動の自由とロヒンギャ少数者のための完全な市民権への平等なアクセスを許可し、そして土地所有権と財産の返還に対処することを求め、またこれに関連して政府により取られてきた幾つかの措置を歓迎する一方で、政府に対し、異教徒間のまた共同体間の対話を促進しそして問題の根本原因に対処しまた説明責任を確保しそして和解をもたらすためにあらゆる人権侵害の報告について完全な、透明なそして独立した調査を遂行することを奨励する。

- 11. 国際連合および児童と武力紛争に関する事務総長特別代表並びに国際労働機関を含む他の国際関係者とのミャンマー政府の改善された関与と協力、また軍による子どもの勧誘と使用を終わらせまた予防するための行動計画の延長に対する政府の合意を含む、ミャンマーにおける子ども兵士の勧誘と使用を終わらせることに向けてまた強制労働の廃絶に向けて果たされた進展を歓迎し、そしてその完全実施をそしてまた 2015 年までに強制労働を終わらせるという公約を含む、他の関連する合意の実施を奨励する。
- 12. 国際連合人権高等弁務官事務所の国内事務所の開設に対するミャンマー政府の公約を想起しつつ、更なる遅延に懸念を表明し、進行中の交渉に留意しそして政府に対し、完全な職務権限を伴った事務所の迅速な開設および高等弁務官の職務権限に従った事務所の開設のための過程を特定することを求める。
- 13. 国際社会に対し、ミャンマー政府の国際的な人権義務および公約の遂行、その民主的な移行過程の実施およびその経済的や社会的な開発においてミャンマー政府を支援し続けることを奨励し、そして非上場企業に対し、その投資および関連活動が、ビジネスと人権に関する指導原則に従って人権を尊重することを確保することを奨励する。
- 14. 人権委員会の関連する諸決議および人権理事会の諸決議、2008 年 3 月 28 日の 7/32、2009 年 3 月 27 日の 10/2、2010 年 3 月 26 日の 13/25、2011 年 2 月 25 日の 16/24、2012 年 3 月 23 日の 19/21 および 2013 年 3 月 21 日の 22/14 に従って、ミャンマーにおける人権状況に関する特別報告者の職務権限を 1 年間延長することを決定し、そして、加えて、特別報告者に対し、特に、技術支援および能力構築並びに 2015 年選挙への準備期間における選挙過程と改革における進展に関す

る情報に関するものを含む、ミャンマーの必要性に関する更なる情報を、特別報告者の次の報告書に含めることを招請する。

15. ミャンマー政府に対し、特別報告者との政府の協力を歓迎する一方で、更なる訪問を促進することによるものを含め、職務権限の行使において次の特別報告者とのその協力を継続することを求め、そして高等弁務官事務所に対し、特別報告者が職務権限を十分に遂行することを可能にするため必要なあらゆる支援と資源を特別報告者に提供することを求める。

16. 特別報告者に対し、総会の第69 会期に総会にそしてその年間活動計画に従って人権理事会に、進捗報告書を提出することを要請する。

17. 事務総長の周旋任務および公約に対する理事会の強い支持を表明し、そしてミャンマー政府に対し、事務総長およびミャンマーに関する彼の特別顧問との十分な協力を確保することを求める。

第55回会合

2014年3月28日

〔投票なしで採択〕